

■自主管理の事前協議申出者の方へ

⚠ 後退くいの設置・設置届の提出について

道路後退の工事完了後、以下の作業を必ず実施してください。

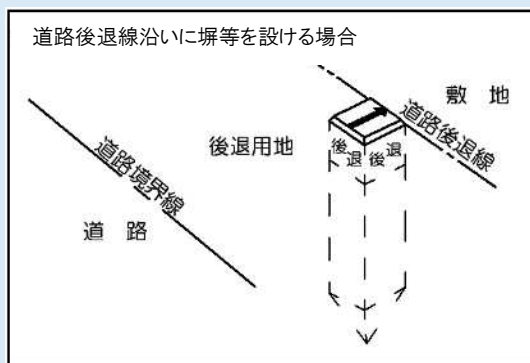
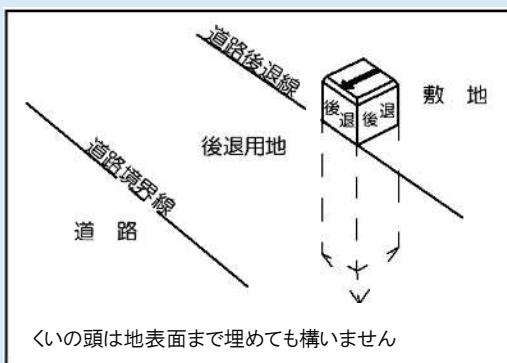
1.後退くいの設置

2.後退くい設置届の提出

(岡崎市狭あい道路の拡幅整備に関する条例第7条、同施行規則第4条による)



プラスチックくいの設置例



※後退くいの設置方法・後退くい設置届の提出方法は裏面をご覧ください。

⚠ 後退用地の管理について

後退用地内に建築物を建築したり、門、塀、土留めなどの工作物を設置することは、建築基準法上制限されています。

今後も、後退用地を一般の交通の用に供する機能を確保するよう努めてください。

(建築基準法第44条第1項、岡崎市狭あい道路の拡幅整備に関する条例第4条による)

【問い合わせ】 岡崎市役所 住環境政策課 狭あい道路整備係



0564-23-6823

■ 設置の時期について

後退くいの設置は、建築工事・外構工事後（建築工事を行わない場合は、土地の造成工事完了後）にお願いします。

■ 後退くいの設置方法・設置届の提出方法について

① 後退くいの交付

後退くいは、市が支給しますので申し出てください。プラスチックくいと、金属鋌の2種類がありますので、設置場所の状況に応じて選択してください。一般的に、土等の比較的柔らかい箇所にはプラスチックくい、コンクリートやアスファルト舗装等の比較的固い箇所には金属鋌が適しています。



② 後退くいの設置

協議結果通知書に添付された配置図等に示されている道路後退線を明示するように設置してください。

- ・道路中心線が確定されていない場合は、道路後退線の位置が暫定となりますのでご承知置ください。
- ・隣地との境界線付近に設置したくない場合は、隣地境界線から20～30cm程度離して設置していただいても構いません。
- ・金属鋌を設置する場合は、モルタル等で固定する場合を除き、土や砕石敷きの部分に設置しないでください。
- ・敷地の出入口等で、くいの頭を出せない場合は地表面まで埋めても構いません。

③ 後退くい設置届の提出

後退くい設置届の用紙（岡崎市ホームページからダウンロードできます。）に必要事項を記入し、くい写真・配置図等の写しを併せて担当窓口まで提出してください。

岡崎市 狭あい道路 様式

検索

※サイトの検索欄やQRコードからの検索が簡単！



【狭あい様式QRコード】